

社会福祉法人愛隣団 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛隣団の定款第8条及び定款第21条に基づく役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条によるものをいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用等は、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1に基づき報酬及び手当を支給する。

2 その他費用については、その実費とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用を支給する。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用を支給する。

3 その他費用については、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び費用を支給する。

2 その他費用については、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 費用は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支払方法)

第7条 報酬、費用等は理事会又は評議員会への出席等法人・施設運営のための業務に当たった都度、支給する。

2 報酬等の現金をもって本人に支給する。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成30年3月15日より適用する。

別表 1

名 称	日 額	その他費用
理事会出席報酬等	10,315円	実費
評議員会出席報酬等	10,315円	実費

別表 2

名 称	日 額	その他費用
理事及び評議員業務報酬等	10,315円	実費
監事監査指導報酬等	10,315円	実費
上記の他、法人・施設業務 のための出勤	5,000円	実費

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他費用
実 費	旅費規程第10条(2)に 準じる	10,315円	実費